

令和6年8月作成  
令和6年9月改定

令和6年度

## 北島町重点対策加速化事業補助金交付の手引 (手続きについて)【個人向け】



### 【問合せ先】

北島町重点対策加速化事業補助金事務局

電話：080-5888-7361, 080-5888-7362

(平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで)

### 【申請書等提出先】

北島町役場 まちみらい課

電話：088-698-9806

(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

メールアドレス：machimirai@kitajima.i-tokushima.jp

## < 目 次 >

- |   |           |      |
|---|-----------|------|
| 1 | 補助事業の概要   | P1～  |
| 2 | 申請手続き     | P7～  |
| 3 | 補助対象となる範囲 | P11～ |
| 4 | その他       | P15～ |

# 1 補助事業の概要

## (1) 補助事業の名称

「北島町重点対策加速化事業補助金」

## (2) 補助事業の目的

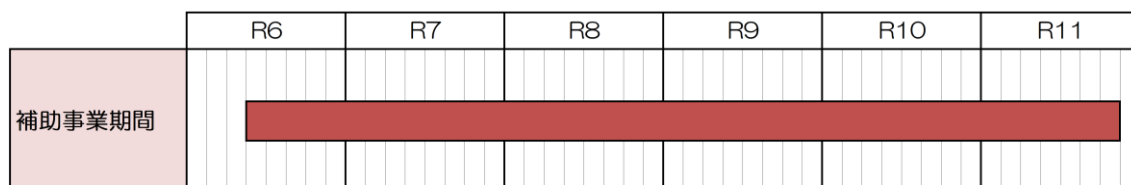
町民や事業者の皆さまが取り組まれる地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に予算の範囲内で補助金を交付することで取組を促し、2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現を目的としております。

なお、この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した補助事業であり、環境省から北島町へ交付される交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う町民や事業者の皆さまへ町より補助金を交付する「間接補助」となります。

## (3) 補助事業の期間

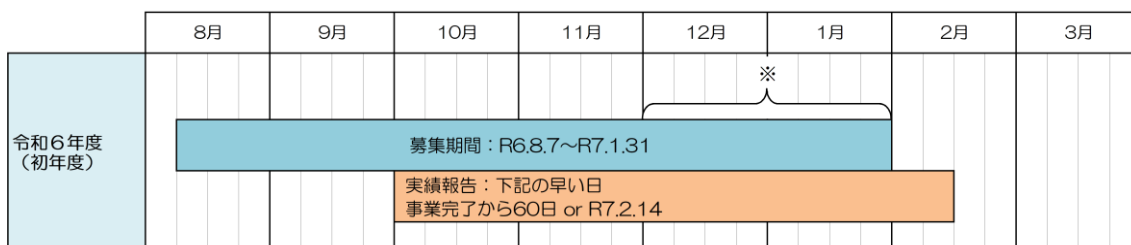
### 【補助事業全体】

令和6年度から令和11年度



### 【単年度】

令和6年8月7日（水）から令和7年2月14日（金）



※令和6年12月～令和7年1月に申請する場合は、令和6年11月29日までに事前相談が必要です。

#### (4) 補助金申請者

補助金の交付申請できる個人は次のア、イ項いずれかに該当し、ウからキ項のすべてに該当する方になります。

ただし、太陽光発電設備の設置を申請するにはイ項に該当する必要があります。

(ア、イいずれかに該当)

ア 町内に居住する個人

イ 町内に戸建住宅を建築又は購入予定であり、実績報告時点までに本町に住所を有する個人

(以下、全てに該当)

ウ 自ら所有し居住する町内の戸建て住宅（建築、購入予定の住宅を含む）に補助対象設備を設置しようとする者であること。

エ 町が実施する利用状況等の調査に必要な情報を提供すること。

オ 設置しようとしている設備に対して、国（国の委託を受けた団体含む）及び町が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

カ 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないこと。

キ 町税等の滞納をしていないこと。

なお、PPA やリース事業にて設備を導入する場合は、PPA、リース事業者が申請者となります。

また、その場合は、サービス、リースの提供先が上記の要件を全て満たしている必要があります。

#### (5) 補助対象事業

補助対象事業はアからオ項の設備を導入する事業が対象となります。

ア 太陽光発電設備

イ 蓄電池（太陽光発電設備と同時設置のみ対象）

ウ 高効率給湯器

エ 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）

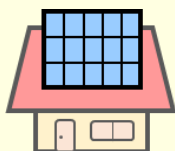
オ 充放電設備（V2H）（EV、PHV と同時導入のみ対象）

## (6) 補助額又は補助率

補助額又は補助率は以下に示すとおりです。

なお、補助額は、1,000円未満を切り捨てた額になります。

### 【太陽光発電設備】



**補助額：7万円/kW×設備容量(kW) (上限なし)**

設備容量は小数点以下を切り捨ててください。

県内事業者から購入すると10万円の上乗せ補助があります。

#### 計算例 (補助金交付見込額)

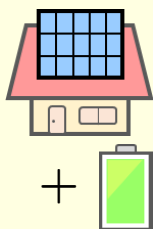
設備容量：10.8kW $\div$ 10kW (小数点以下切り捨て)

補助額：7万円/kW

補助金交付見込額：7万円/kW $\times$ 10kW=70万円

県内事業者の場合：70万円+10万円=80万円

### 【蓄電池】 (太陽光発電設備と同時設置のみ対象)



**補助率：対象経費の1/3 (上限32.9万円)**

設備容量は小数点第2位以下を切り捨ててください。

14.1万円/kWh (工事費込み・税抜き) を超える蓄電池は補助対象外となります。

#### 計算例 (補助対象設備の判断)

①設備容量：5.57kWh $\div$ 5.5kWh (小数点第2位以下切り捨て)

対象経費：100万円 (税抜)

補助対象：14.1万円/kWh 以下

対象判断：100万円 $\div$ 5.5kWh=18.2万円/kWh

18.2万円/kWh $>$ 14.1万円/kWh $\rightarrow$ 補助対象外「×」

②設備容量：10.27kWh $\div$ 10.2kWh (小数点第2位以下切り捨て)

対象経費：100万円 (税抜)

補助対象：14.1万円/kWh 以下

対象判断：100万円 $\div$ 10.2kWh=9.8万円/kWh

9.8万円/kWh $<$ 14.1万円/kWh $\rightarrow$ 補助対象「○」

## 【蓄電池】（続き）

### 計算例（補助金交付見込額）

①設備容量：5.57kWh $\div$ 5.5kWh（小数点第2位以下切り捨て）

対象経費：75万円（税抜）（13.6万円/kWh「O」）

補助額：対象経費（税抜） $\times$ 1/3 or 32.9万円の小さい額

補助金交付見込額：25万円

$\rightarrow$ 75万円 $\times$ 1/3=25万円 $<$ 32.9万円

②設備容量：10.27kWh $\div$ 10.2kWh（小数点第2位以下切り捨て）

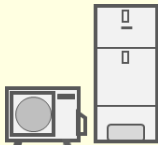
対象経費：140万円（税抜）（13.7万円/kWh「O」）

補助額：対象経費（税抜） $\times$ 1/3 or 32.9万円の小さい額

補助金交付見込額：32.9万円

$\rightarrow$ 140万円 $\times$ 1/3=46.6万円 $>$ 32.9万円

## 【高効率給湯器】



**補助率：対象経費の1/2（上限30万円）**

県内事業者から購入すると10万円の上乗せ補助があります。

### 計算例（補助金交付見込額）

①対象経費：50万円（税抜）

補助額：対象経費（税抜） $\times$ 1/2 or 30万円の小さい額

補助金交付見込額：25万円

$\rightarrow$ 50万円 $\times$ 1/2=25万円 $<$ 30万円

県内事業者の場合：25万円+10万円=35万円

②対象経費：70万円（税抜）

補助額：対象経費（税抜） $\times$ 1/2 or 30万円の小さい額

補助金交付見込額：30万円

$\rightarrow$ 70万円 $\times$ 1/2=35万円 $>$ 30万円

県内事業者の場合：30万円+10万円=40万円

## 【EV・PHV】



補助額：2万円/kWh×蓄電容量（kWh）+30万円  
（上限「CEV補助金」の銘柄ごとの補助交付額+30万円）

蓄電容量は小数点第2位以下を切り捨ててください。  
県内事業者から購入すると10万円の上乗せ補助があります。

### 計算例（補助金交付見込額）

■日産サクラ（蓄電容量：20kWh、「CEV補助金」の上限額：55万円）の場合）

①補助額：アまたはイのどちらか小さい額+30万円

ア 2万円/kWh×蓄電容量

イ 「CEV補助金」の銘柄ごとの補助交付額

補助金交付見込額：70万円（ア+30万円）

ア 2万円/kWh×20kWh=40万円→「○」

イ 55万円→「×」

県内事業者の場合：70万円+10万円=80万円

■日産リーフ（蓄電容量：60kWh、「CEV補助金」の上限額：85万円）の場合）

②補助額：アまたはイのどちらか小さい額+30万円

ア 2万円/kWh×蓄電容量

イ 「CEV補助金」の銘柄ごとの補助交付額

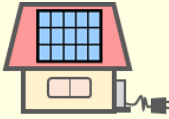
補助金交付見込額：115万円（イ+30万円）

ア 2万円/kWh×60kWh=120万円→「×」

イ 85万円→「○」

県内事業者の場合：115万円+10万円=125万円

【V2H】（EV・PHV と同時導入のみ対象）



補助率：対象経費の1/2（上限60.5万円）

計算例（補助金交付見込額）

①対象経費：50万円（税抜）

補助額：対象経費（税抜）×1/2 or 60.5万円の小さい額

補助金交付見込額：25万円

→50万円×1/2=25万円<60.5万円

②対象経費：150万円（税抜）

補助額：対象経費（税抜）×1/2 or 60.5万円の小さい額

補助金交付見込額：60.5万円

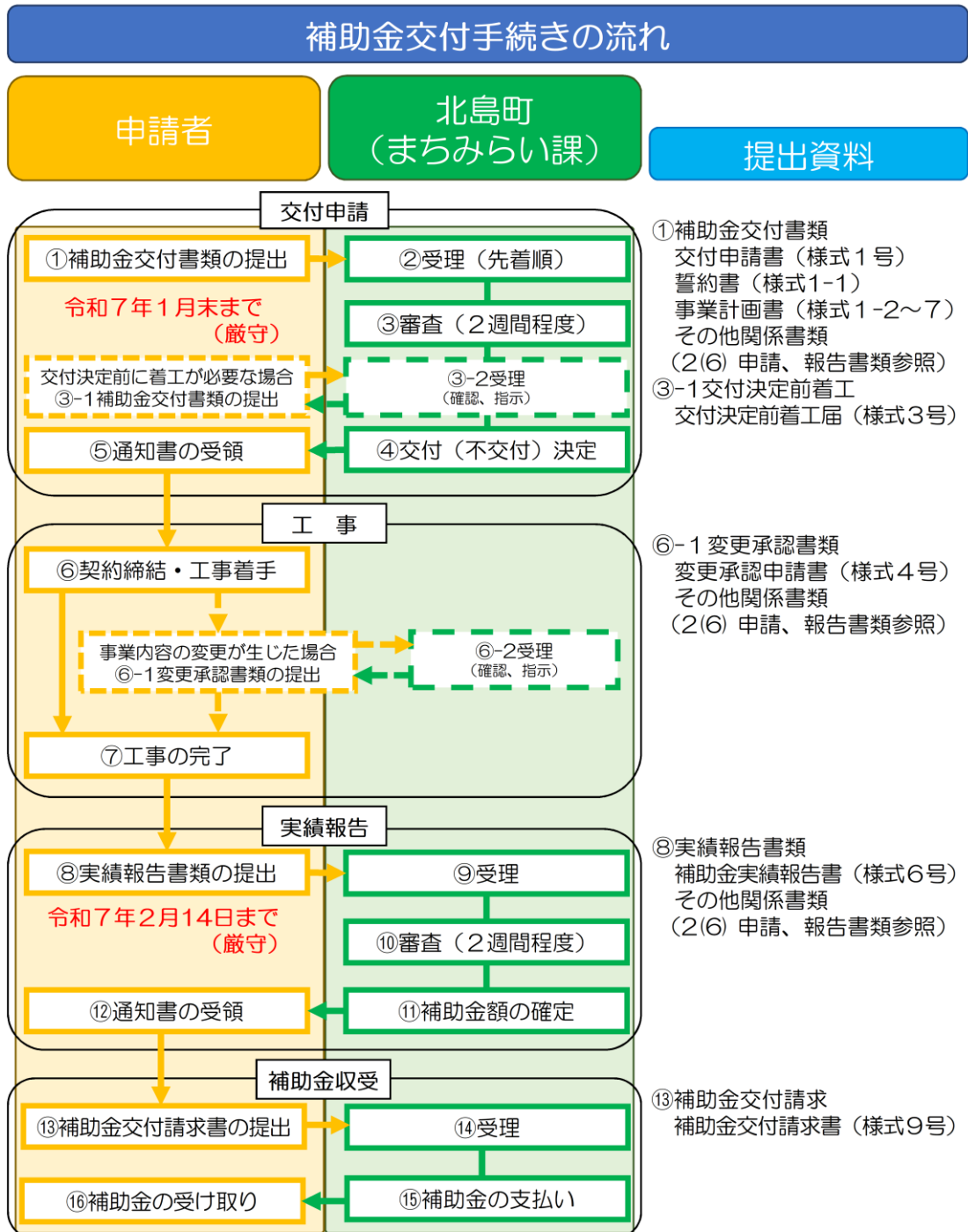
→150万円×1/2=75万円>60.5万円



## 2 申請手続き

### (1) 申請手続きフロー

補助金の交付申請から受け取りまでの流れは以下のようになります。



なお、補助事業を実施する事業者申請手続きを代行してもらうことができますが、その場合、「委任状」が必要となります。

## (2) 申請、報告手続きの問合せ先

北島町重点対策加速化事業補助金事務局  
電話：080-5888-7361, 080-5888-7362  
(平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで)

## (3) 申請、報告書類の提出先

北島町総合庁舎2階 まちみらい課  
平日 午前8時30分から午後5時15分まで  
メールアドレス：machimirai@kitajima.i-tokushima.jp

## (4) 提出方法

申請、報告書類(関係資料含む)1部を持参又は郵送してください。

## (5) 申請の期間

### 【補助金交付申請】

令和6年8月7日(水)から令和7年1月31日(金)※

※令和6年12月から令和7年1月の期間中に申請を考えている方は11月29日(金)までに書類提出先に事前相談(申請を検討している補助事業、設備容量、補助見込額、申請予定時期など)が必要です。事前相談がない場合、申請を受け付けすることはできませんので、ご注意ください。

### 【変更承認申請】

事業について下記に該当するときは、速やかに提出が必要

ア 補助事業に要する経費の配分を変更する場合

イ 補助事業の内容の変更を変更する場合

ウ 補助金の額を変更する場合

エ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

オ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

### 【補助金実績報告】

補助事業完了日から起算して60日以内若しくは令和7年2月14日(水)  
上記の「いずれか早い日」

## (6) 申請、報告書類

申請、報告等には以下に示す書類が必要になります。  
各書類の記入については記入例を参考にしてください。

### 【補助金交付申請】

- ア 補助金交付申請書（様式第 1 号）  
（手続きを代行して申請する場合は「委任状」を添付ください。）
- イ 補助事業に係る誓約書（様式第 1-1）
- ウ 事業実施計画書（様式第 1-2～7【申請する事業のもの】）
- エ 交付申請額の根拠となる資料（見積書等【内訳の記載必須】）
- オ 補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等）  
（高効率給湯器の場合、更新前後の機器仕様が分かる資料）
- カ 自家消費率、省 CO<sub>2</sub> の算出根拠となる資料  
（太陽光発電設備、高効率給湯器の場合）
- キ 電力調達方法の根拠となる資料（EV、PHV の場合）
- ク 申請者の住民票（新築の場合は実績報告時に提出）
- ケ 補助対象設備の設置位置図及び設置図面（EV、PHV の場合は不要）
- コ 工事着工前の現場写真（EV、PHV の場合は不要）
- サ 町税等の滞納がないことを証明する書面  
（町税等の課税状況及び納税状況の照会について同意する場合は不要）  
（同意する場合は「町税等滞納状況等調査同意書」を添付ください。）
- シ PPA・リース事業実施に係る承諾書（様式第 1-8 号）  
（申請者が PPA 又はリース事業者である場合）
- ス サービス又はリースを受ける者の住民票の写し及び町税等の滞納がないことを証する書面（申請者が PPA 又はリース事業者である場合）
- セ その他町長が必要と認める書類

### 【変更承認申請】

- ア 事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）
- イ 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
- ウ その他、町長が必要と認める書類

【補助金実績報告書】

- ア 補助金実績報告書（様式第 6 号）
- イ 補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類（領収書等）  
ローン購入の場合、契約書等の写し、初回の支払いが完了したことを証する書類（補助対象設備の所有権が申請者に移転していることが必須）
- ウ 補助対象設備の領収書内訳書  
（太陽光発電設備は様式第 6-1 による）
- エ 補助対象設備の設置に係る契約が確認できる書面の写し又は PPA 又はリースに係る契約書等の写し
- オ 補助対象設備が新品であることを確認できる書類  
（保証書の写し、出荷証明書の写し等）（EV・PHV の場合、不要）
- カ 設置状態を示す写真（住宅の一部と機器、車両が写るもの）
- キ PPA 又はリースに係る設置に要した経費に関する書類の写し  
（内訳の記載があるもの）（PPA 又はリースの場合）
- ク サービス料金又はリース料金の算定根拠が明示されている書類  
（PPA 又はリースの場合）
- ケ 固定価格買取制度（FIT）、FIP 制度を取得しないことが分かる書類  
（電気事業者との電力受給契約書等の写し等）（太陽光発電設備の場合）
- コ 建築基準法に基づく検査済証の写し等（太陽光発電設備の場合）
- サ 太陽光発電設備と連系し、発電した電気が蓄電できる設備であることを確認することができる書類（電気配線図面等）（蓄電池の場合）
- シ 自動車検査証の写し（EV、PHV の場合）
- ス 申請者の住民票（新築の場合に提出）
- セ その他町長が必要と認める書類

### 3 補助対象となる範囲

#### (1) 補助対象の要件

##### 【共通】

- 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（重点対策加速化事業）に準ずること。（要綱の別紙1参照。）
- 2 国（国の委託を受けた団体含む）及び町から、補助対象設備に係る補助金を受けていないこと。
- 3 契約締結、工事着工前であること。
- 4 補助対象設備は、財産処分制限期間を超えて使用すること。
- 5 財産処分制限期間を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 6 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- 7 補助対象設備は、未使用（新品）設備であること。（中古設備でないこと。）
- 8 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
- 9 各種法令等を遵守した設備であること。



##### 【太陽光設備】

- 1 固定価格買取制度（FIT）、FIP 制度を活用しないこと。
- 2 電気事業法に定める自己託送を行わないものであること。  
（法第2条第1項第5号ロ「接続供給（自己託送）」）
- 3 補助事業完了した年度の翌年度から起算して5年度に限り、自家消費率に関する報告書を提出すること。（（4）その他（2）参照）
- 4 発電した電力を申請者自らが30%以上消費すること。

（自家消費率のイメージ）

年間の電力使用量：3,000kWh

設備の年間発電量：7,000kWh

自家消費率：3,000kWh÷7,000kWh=42.9%「30%以上達成」

年間の電力使用量：2,000kWh

設備の年間発電量：7,000kWh

自家消費率：2,000kWh÷7,000kWh=28.6%「30%以上未達」

### 【蓄電池設備】

- 1 太陽光発電設備と連系して蓄電できる設備であること。
- 2 再生電力を蓄電する設備であり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 3 停電時のみに利用する非常用予備電源設備でないこと。
- 4 4,800Ahセル未満：14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の設備であること。
- 5 下表の要件、基準を満たす設備であること。（なお、詳細は要綱の別紙1をご確認ください。）

項目	要件・基準
蓄電池	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
性能表示	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
リチウムイオン蓄電池	JIS C 8715-2 の規格を満足すること。
リチウムイオン蓄電池以外	消防庁告示第 10 号（平成 26 年 4 月 14 日）「蓄電池設備の基準」第二の二項に記載の規格に準拠したものであること。
蓄電システム（リチウムイオン蓄電池場合）	JIS C 4412 の規格を満足すること。 ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。 なお、JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈」別表第 8 に準拠すること。
震災対策（リチウムイオン蓄電池場合）	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
保証期間	メーカー保証及びサイクル試験による性能の両方が 10 年以上の蓄電システムであること。



### 【高効率給湯器】

- 1 従来の機器に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果が得られる機器であること。  
(機器取替のイメージ)

従来（更新前）機器	更新後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気温水器</li> <li>・都市ガス給湯器</li> <li>・LPガス給湯器</li> <li>・石油給湯器 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコキュート (自然冷媒ヒートポンプ給湯機)</li> <li>・エコジョーズ (潜熱回収型ガス給湯器) など</li> </ul>

(省CO<sub>2</sub>効果のイメージ)

従来機器（更新前）の使用による年間CO<sub>2</sub>排出量：500kg-CO<sub>2</sub>

機器更新後の年間CO<sub>2</sub>排出量：300kg-CO<sub>2</sub>

省CO<sub>2</sub>効果：(500-300kg) ÷ 500kg = 40.0% 「30%以上達成」

従来機器（更新前）の使用による年間CO<sub>2</sub>排出量：500kg-CO<sub>2</sub>

機器更新後の年間CO<sub>2</sub>排出量：400kg-CO<sub>2</sub>

省CO<sub>2</sub>効果：(500-400kg) ÷ 500kg = 20.0% 「30%以上未達」



### 【EV・PHV】

- 1 北島町内を本拠として使用すること。
- 2 想定年間消費電力量を再エネ電力にて充電すること。  
(再エネ電力による充電のイメージ)  
年間車両走行距離：10,000km  
導入する車両の一充電当たりの走行距離：200km  
導入する車両の蓄電容量：20kWh  
想定年間消費電力量  
 $10,000\text{km} \div 200\text{km} \times 20\text{kWh} = 1,000\text{kWh}$   
設置している太陽光発電設備の年間発電量：7,000kWh  
消費電力量 1,000kWh < 発電量：7,000kWh 「再エネ充電○」
- 3 自動車検査証の初度登録（届出）の日が本補助金に関する予算の成立日以降（令和6年6月21日）であること。



## 【V2H】

- 1 設置場所が、本補助金を用いて導入したEV、PHVの自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。
- 2 本補助金を用いて導入したEV、PHVに再生電力を充電できる設備であること。

## (2) 補助対象となる費用

補助対象となる費用は消費税および地方消費税は除いた設備の導入に必要な設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費（材料費、労務費等）になります。

なお、詳細は要綱の別紙2をご確認ください。

以下は補助対象となる費用の参考例になります。

### 【太陽光発電設備】

- ・太陽電池モジュール
- ・架台
- ・パワーコンディショナー（インバーター、保護装置）
- ・その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器など）
- ・工事費（配線・配線器具、電気工事など）

### 【蓄電池設備】

- ・設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置など）
- ・その他附属機器（計測・表示装置、キュービクルなど）
- ・工事費（配線・配線器具、電気工事など）

### 【高効率給湯器】

- ・設備本体
- ・その他附属機器
- ・工事費（配線・配線器具、据付、配管工事、電気工事など）

### 【EV・PHV】

- ・車両費

### 【V2H】

- ・設備本体
- ・その他附属機器
- ・工事費（配線・配線器具、据付、電気工事など）



## 4 その他

### (1) 財産の処分の制限

補助金を活用して導入した設備は、下表に示す期間は財産の処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））に制限を受けます。

なお、やむを得ない理由により下表に示す期間内に処分を行う必要がある場合、手続きが必要になります。（手続きに関しては要綱の第 18 条をご確認ください。）

対象設備	財産処分制限期間
太陽光発電設備	17年
蓄電池、V2H	6年
高効率給湯器	6年
電気自動車（軽自動車）	4年
電気自動車（乗用車）	6年

### (2) 定期報告（太陽光発電設備の場合）

補助金を活用して太陽光発電設備を導入した場合、発電した電力量と自家消費率等の実績を報告する必要があります。

なお、報告に必要な発電量、自家消費量は、設置されている発電モニター等によりご確認ください。（報告方法に関しては要綱の第 22 条をご確認ください。）

#### 【報告期間】

- 設備を導入した翌年度から5年間  
（令和6年度に設置した場合）  
令和7年度から11年度まで

#### 【報告期限】

- 毎年度最終日から起算して60日以内  
（令和6年度に設置した場合）  
令和8年3月31日（年度最終日）から60日以内

#### 【報告資料】

- 太陽光発電設備自家消費量に関する報告書（様式第12号）

### (3) 廃棄について

10kW以上のFIT、FIP制度取得している太陽光発電設備については、「廃棄等費用積立ガイドライン」にて法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。

補助金を活用して導入した太陽光発電設備に対しても、不法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理するため、「廃棄等費用積立ガイドライン」を参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施いただくよう、ご理解をお願いします。

#### 【廃棄費用の積み立てイメージ】

設備容量：5kW

財産処分制限期間：17年

廃棄等費用想定額：5万円（5kW×1.00万円/kW）

年間積立額：0.3万円/年（5万円÷17年）

#### 【参考】解体等積立基準額（廃棄等費用積立ガイドライン\_2024年4月改定）

認定年度	設備規模	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額
2025年度	(屋根) 10kW以上	1.00万円/kW	1.12円/kWh
	(地上) 10~50kW	1.00万円/kW	0.60円/kWh
	(地上) 10~50kW以外	1.00万円/kW	0.62円/kWh

また、蓄電池については必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めることとされており、使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。

#### (4) 補助金の返還

以下に示す事項に該当する場合、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還いただくことがあります。(補助金返還に関する詳細は要綱の第19条、20条をご確認ください。)

- ・補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- ・補助金を他の用途に使用した場合
- ・支出額が予算額に比べて減少した場合
- ・町が実施する調査を拒み又は指示に従わなかった場合

#### (5) 消費税の返還義務

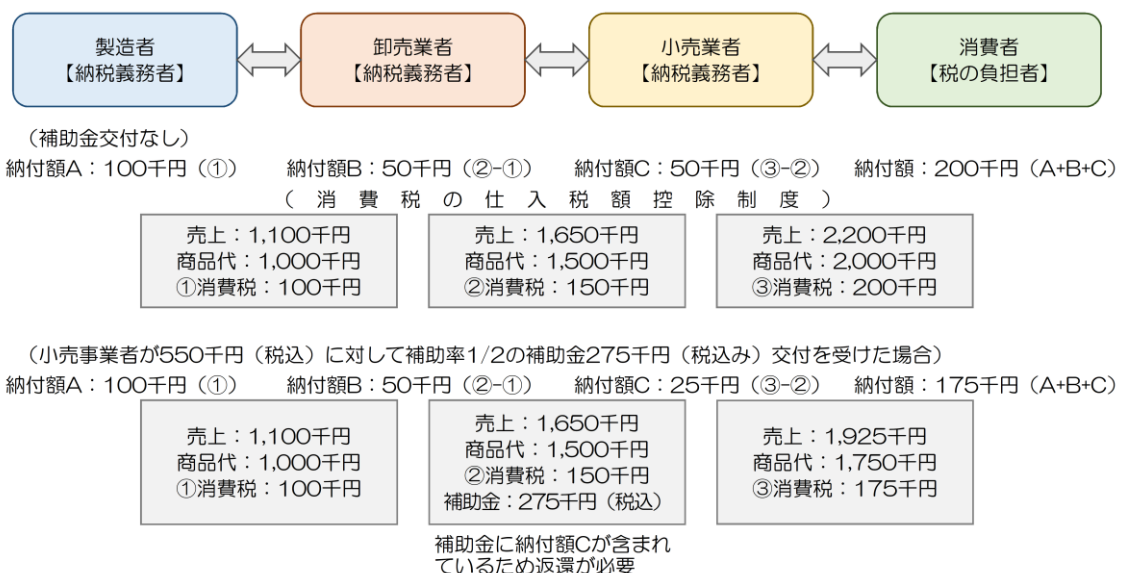
##### 【概要】

課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなります。

また、補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。

そのため、町を通し国へ返還をする必要があります。

##### (消費税の課税と仕入税額控除のイメージ)



なお、個人事業主でない個人の方が家庭用の事業を申し込まれる場合は、返還・報告共に必要ありません。

また、個人事業主である個人の方は、補助金を使用して得た資産を事業経費にはできませんので、家事按分して事業経費とした場合は、消費税の返還義務が発生しますのでご注意ください。

【手続き】

消費税の返還に関する手続きについては、要綱の第 13 条の 3 項、4 項に定められておりますので、ご確認ください。

【お願い】

町民等の皆さまの負担を減らせるよう、事業者の皆さまについては税抜にて申請をおこなって頂き返還の義務が生じないようご理解、ご協力をお願いします。



北島町役場 まちみらい課

〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1

電話：088-698-9806

(平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)